

申請書名：薬局製剤製造業許可更新申請書（薬事関係）

概要	薬局製剤製造業許可更新時に使用します。
申請書以外に添付する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在所有する許可証 ○ 手数料（県証紙 6, 300円） ○ 厚生労働大臣に登録した試験検査機関を利用する場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査機関との契約書の写し又は承諾書 ・誓約書 ○ 診断書（申請者（業務に責任を有する役員を含む。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合）
申請書記載上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・「許可番号及び許可年月日」欄には、許可証左上に記載された許可番号と有効期間の始めの年月日を記載すること（許可証の発行年月日ではないこと。）。
注意事項	薬局製剤製造販売業については、別途更新手続きが必要です。

受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁（村山保健所）医薬事室 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁（最上保健所）医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁（置賜保健所）医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁（庄内保健所）医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738